⑷　第１次試験合格者発表　平成27年６月９日（火）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

７　第２次試験

⑴　試験種目　専門試験（記述式）、政策論文試験及び人物試験（専門試験（記述式）の出題分野は別記のとおりとする。）（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　専門試験（記述式）及び政策論文試験　平成27年６月28日（日）

人物試験　平成27年７月２日（木）から７月17日（金）までの間の指定する日

なお、性格検査は平成27年６月28日（日）に行う。

⑶　試験地　次表に掲げる第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地で受験すること。

なお、第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地が２か所ある場合は、いずれかを第１次試験合格通知書及び第２次試験通知書で指定する。

第　１　次　試　験　地	第２次試験地
札幌市	札　幌　市
盛岡市　仙台市	仙　台　市
千葉市　東京都　新潟市　長野市	さいたま市 東　京　都
静岡市　名古屋市　金沢市	名　古　屋　市
京都市　大阪市　神戸市	大　阪　市
松江市　岡山市　広島市	広　島　市
高松市　松山市	高　松　市
福岡市　北九州市　熊本市　鹿児島市	福　岡　市
那覇市	那　覇　市

８　英語試験　平成22年４月１日以後に受験したＴＯＥＦＬ（iBT）、ＴＯＥＩＣ（公開テストに限る。）、ＩＥＬＴＳ又は実用英語技能検定のいずれかの成績を有する受験者には、最終合格者決定の際に、その成績に応じて、総得点に15点又は25点を加算する。加算を求める場合には、第２次試験（人物試験）の際に成績を証する書面の原本を提示し、及びその写しを提出すること。

９　最終合格者発表　平成27年７月31日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成27年４月１日（水）９時から４月８日（水）までとし、４月８日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者で、受験申込用紙の交付を受けた者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に郵送又は持参により平成27年４月１日（水）又は４月２日（木）に提出すること。郵便又は信書便による申込みは、平成27年４月２日（木）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

（第１次試験の試験地）	（申　込　先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
盛岡市 仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
千葉市 東京都 新潟市 長野市	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
静岡市 名古屋市 金沢市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
京都市 大阪市 神戸市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１―60
松江市 岡山市 広島市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市 松山市	人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
福岡市 北九州市 熊本市 鹿児島市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11－１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　点字及び拡大文字による試験等

⑴　試験の区分「法律」について、視覚障害のため活字印刷文による受験ができない者には、点字による試験（パソコンによる音声読み上げを補助として併用できる。）を行う。

点字試験の第１次試験地は、６⑶にかかわらず、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市とする。

⑵　全ての試験の区分について、視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。